

令和4年 第1回

毛呂山町農業委員会会議録

開催月日	令和4年1月25日(月)					
開催場所	204会議室					
開催時刻宣言	午後2時00分					
閉会時刻宣言	午後2時50分					
会長	初野 健一					
委員 出席 席 状 況	農業委員			農地利用最適化推進委員		
	席 次 番 号	氏 名	出 欠	席 次 番 号	氏 名	出 欠
	1	初野 健一	出	1	森 修	出
	2	関口 隆	出	2	小高 孝司	出
	3	峯岸 英男	出	3	渡邊 典邦	出
	4	岡野 鈴代	出	4	岡野 國明	出
	5	新井 功	出	5	福島 誠一	出
6	小川 收一	出				

[議案等]

日程第3 議案第1号番号1 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について

土地の表示：大字旭台（畑） 合計 188.65 m²

転用の詳細：携帯電話アンテナ基地局改修工事に伴う工事用地

転用の時期：許可後

議案第1号番号2 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について

土地の表示：若山三丁目3番地1（田） 合計 392 m²

転用の詳細：自己用住宅敷地

転用の時期：許可後

日程第4 議案第2号番号1 農用地利用集積計画の決定について

土地の表示：大字川角（畑） 4筆：合計 1,698 m²

契約内容：賃貸借（10年6カ月間）

議案第2号番号2 農用地利用集積計画の決定について

土地の表示：大字箕和田（畑） 4筆：合計 1,827 m²

契約内容：賃貸借（15年及び5年間）

日程第5 議案第3号番号1 農用地利用配分計画に対する意見の聴取について

土地の表示：大字川角（畑） 4筆：合計 1,698 m²

契約内容：賃貸借（10年6カ月間）

日程第6 報告第1号番号1 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出報告について

土地の表示：岩井西二丁目（畑） 合計 622.4 m²

転用の詳細：駐車場

転用の時期：受理通知後

報告第1号番号2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出報告について

土地の表示：平山二丁目（畑） 合計 767 m²

転用の詳細：駐車場

転用の時期：受理通知後

日程第7 報告第2号番号1 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出
報告について

土地の表示：大字毛呂本郷（畑） 合計 727 m²

転用の詳細：駐車場

転用の時期：受理通知後

議長	<p>(開会挨拶)</p> <p>それでは令和4年第1回農業委員会総会を開会いたします。出席委員は農業委員6名中6名、農地利用最適化推進委員5名の出席があり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>◎日程第1 会議録署名委員の指名</p>
議長	<p>会議録署名委員の指名の件を議題とします。</p> <p>毛呂山町農業委員会会議規則第36条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議はございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>それでは会議録署名委員に4番、5番を指名します。</p> <p>◎日程第2 会期の決定</p>
議長	<p>会期の決定につきまして本日1日とすることに異議はございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>会期は本日1日とします。</p> <p>◎日程第3 議案第1号</p>
議長	<p>議案第1号番号1 農地法第5条1項の規定による許可申請について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>(内容説明)</p>
議長	<p>質問のある方はいますか。</p>
議長	<p>〇〇はNTTとドコモのアンテナの設置を請負っているみたいですね。</p>
事務局	<p>そのようです。</p>

議長	それでは本議案について採決します。賛成の方は挙手を願います。
委員	(挙手全員)
議長	全員挙手ですので、議案第1号番号1農地法第5条1項の規定による許可申請は許可相当といたします。
議長	続いて議案第1号番号2 農地法第5条1項の規定による許可申請について事務局に説明を求めます。
事務局	(内容説明)
議長	質問のある方はいますか。
新井委員	4人もいるというのは、みんなここに名義が入っているのですか。
事務局	共有地となっております。
小川委員	相続で所有となったのですか。
事務局	相続により共有となっております。
小川委員	この土地の表示が田となっていて〇〇㎡ですが、田ですと第一用水の関係も関わってくるのですかこの場所だと、第一用水の賦課をマイナスするのですか。
事務局	賦課金対象地になっているか確認しないとわかりません。
小川委員	見る限りでは、水田を作っている場所ではないが。
事務局	ひさしく埋め立て等されている状況の土地かと思います。
小川委員	それは、事務局が産業振興課内にあるのでよく確認を取っておいた方が良いと思います。
議長	他にご質問はありますか。

議長	それでは本議案について採決します。賛成の方は挙手を願います。
委員	(挙手全員)
議長	全員挙手ですので、議案第1号番号2農地法第5条1項の規定による許可申請は許可相当といたします。
議長	◎日程第4 議案第2号 続いて議案第2号番号1農用地利用集積計画の決定について事務局に説明を求めます。
事務局	(内容説明)
議長	質問のある方はいますか。
福島委員	埼玉県農林公社というのは、農業する人に貸し出す訳ですね。仲介をする訳ですよ。
事務局	農林公社が農地中間管理機構という事で、農地を借りたい人に仲介するという事で集約化を図っていこうという目的で、農地の貸し出しとなります。
新井委員	議案第3号の土地と番号が一緒ですがどうしてですか。
小川委員	これは、農林公社に一旦決議して、その後個人に次の議題で決議するという事ですね。今は農林公社に貸すかどうかを採決し、次の議題で農地として貸すということを決議する訳ですよ。
新井委員	〇〇さんが農林公社に貸すと言う決議ですね。
事務局	すいません合わせて説明でもよかったのかもしれないですが、同様の物件です。
峯岸委員	これは、何年とか年数はあるんですか。

小川委員	期間は10年ではないですか。資料に〇年〇カ月と書いてあります。
議長	それでは本議案について採決します。賛成の方は挙手を願います。
委員	(挙手全員)
議長	全員挙手ですので、議案第2号番号2農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定いたします。
議長	続いて議案第2号番号2農用地利用集積計画の決定について事務局に説明を求めます。
事務局	(内容説明)
議長	質問のある方はいますか。
議長	それでは本議案について採決します。賛成の方は挙手を願います。
委員	(挙手全員)
議長	全員挙手ですので、議案第2号番号2農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定いたします。
議長	◎日程第5 議案第3号 議案第3号番号1農用地利用配分計画に対する意見の聴取について事務局に説明を求めます。
事務局	(内容説明)
議長	質問のある方はいますか。
議長	隣でマンゴーを作っているビニルハウスは随分前からやっていますね。
事務局	平成31年3月からネギ農家の〇〇氏の所で研修を始めて、1年間の研修を終えて、令和2年度からこちらで栽培を始めております。担い手塾の研修で、ここで2年目となります。

議長	新規就農でやられた訳ですよ。
事務局	そうです、前職は非農家さんでした。
議長	町内の方ではなくて他の所から来られたのですか。
事務局	関西から来られた方です。
関口委員	普通畑として利用すると書いてありますが、何を作るのか解りますか。
事務局	既に2年前からマンゴーを作っているハウスが立っている場所の研修を終えて、研修中は中間管理機構から農協が借受けをしまして、研修生で借りれないので、ここでご本人の手続きで借り始めます。
関口委員	既にハウスが建っている所ですか。その脇ではないのですか。
事務局	建っている所です。2年前の農協との取引で利用権設定をしていた所を正式に中間管理機構を経て貸借をするということです。
関口委員	ハウスは中間管理機構が建てたのですか。
事務局	ハウス自体は〇〇氏が所有権を持って建ててます。土地事体は貸し借りです。
新井委員	最初借りる時自分は農家ではないから農協に貸して農協から借りてたという事ですね。
事務局	そういうことです。
小川委員	心配なのが地番で言うと〇〇と言うのは道路みたいな気がするが、建物を建てる時に問題はなかったのですか。
事務局	こちらの道路状の当該地番ですが、元々農道のように使用していたと思われませんが、申請時に所有権が個人に移り道路としては共用されておりません。地目が雑種地になっており、中間管理機構に確認したところ畑

	<p>状に使っているということであれば地目が違っていても利用配分計画に記載することは適当であるとのことです。</p>
議長	<p>それでは本議案について採決します。賛成の方は挙手を願います。</p>
委員	<p>(挙手全員)</p>
議長	<p>全員挙手ですので、議案第 3 号番号 1 農用地利用配分計画に対する意見の聴取については原案のとおり決定いたします。</p>
議長	<p>◎日程第 6 報告第 1 号</p> <p>報告第 1 号番号 1 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出報告について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>(内容説明)</p>
議長	<p>質問のある方はいますか。</p>
議長	<p>報告第 1 号番号 1 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出報告についての報告を終わります。</p>
議長	<p>続いて報告第 1 号番号 2 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出報告について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>(内容説明)</p>
議長	<p>質問のある方はいますか。</p>
議長	<p>報告第 1 号番号 2 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出報告についての報告を終わります。</p>
議長	<p>◎日程第 7 報告第 2 号</p> <p>報告第 2 号番号 1 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出報告について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>(内容説明)</p>

議長	質問のある方はいますか。
議長	報告第2号番号1農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告についての報告を終わります。
議長	以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。
会長代理	(閉会挨拶) 以上を持ちまして令和4年第1回農業委員会総会を閉会いたします。